

<①特別養子適格の確認>

<②特別養子縁組成立>

1 概要

特別養子縁組は、原則として15歳未満の養子となる者の福祉のため特に必要があるときに、養子となる者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、養親となる者との間の、実親子関係に準じる安定した養親子関係を、家庭裁判所が成立させる制度です。養親となる者は、配偶者のある原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止されています。

家庭裁判所は、①実親による養子となる者の養育状況や実親が養子とすることに同意しているかどうか等を判断する特別養子適格の確認の手續と②養親となる者と養子となる者との適合性を判断して特別養子縁組を成立させる特別養子縁組成立の手續という二段階の手續によって特別養子縁組を成立させます。

①特別養子適格の確認と②特別養子縁組成立の各申立ては、児童相談所長が①特別養子適格の確認の申立てを既に行っている場合以外は、同時にする必要があります。

児童相談所長が①特別養子適格の確認の申立てを既に行っている場合には、養親となる者は、その審判確定後6か月以内に②特別養子縁組成立の申立てをする必要があります。

2 申立人(申立てができる人)

- ・養親となる者

3 申立先

- ・養親となる者の住所地の家庭裁判所となります。
- ・申立人の住所地が茨城県内の場合の申立先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表(家事)をご覧ください。
- ・申立人の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

(1) ①特別養子適格の確認の申立て

- ・収入印紙は必要ありません。
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×8枚、100円×4枚、84円×12枚、10円×15枚、2円×5枚、1円×5枚 (合計5,573円分)

(2) ②特別養子縁組成立の申立て

- ・収入印紙・・・養子となる者1人につき800円
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×4枚、100円×2枚、84円×9枚、10円×15枚、

2円×5枚、1円×5枚（合計3,121円分）

5 申立てに必要な書類

(1) ①及び②を同時に申し立てる場合

- ・申立書各1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通（同じ書類は、1通で足りません。）
- ・申立人ら（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通

(2) 児童相談所長が特別養子適格の確認の申立てを既に行っている場合

- ・申立書②1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通（同じ書類は、1通で足りません。）
- ・申立人ら（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の確定証明書1通（上記審判が確定していない場合は、確定後速やかに提出してください。）

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。